

県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業 Q & A

2021.1.6現在

■事業全般Q & A

	質 問	回 答						
1	今回の事業の目的は何ですか	今年の年末年始は、同居の家族と穏やかに過ごしていただき、密になりやすい状況を避けるため、旅行などの「分散化」「小規模化」に協力を促し、県民の支えあいの心で身近な宿泊や観光を楽しんでいただくとともに、全国的な新型コロナウイルス感染症の感染者拡大を受け、観光庁が実施するGoToトラベルキャンペーンの一時停止から、宿泊予約の落ち込みを回復するため、長野県内在住者を対象とした宿泊料金の割引を行う事業者に対し、支援を実施します。						
2	今回の事業の具体的な内容は何ですか。	<p><b>【対象期間】</b> 令和2年12月28日（月）～令和3年1月11日（月）宿泊分（※予定）※ただし、上記のうち12月23日以降に予約された新規の予約分に限る</p> <p><b>【割引対象者】</b> 長野県在住者（ただし同居の家族に限る、1名から利用可能） （長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の持参等感染防止対策にご協力いただける方）</p> <p><b>【宿泊割引額】</b> ※1度の宿泊旅行あたり2泊まで</p> <table border="1" data-bbox="745 1172 1845 1320"> <tr> <td>精算時の一人当たりの宿泊・飲食代</td> <td>割引金額</td> </tr> <tr> <td>5,000～10,000円未満</td> <td>3,000円割引</td> </tr> <tr> <td>10,000円以上</td> <td>5,000円割引</td> </tr> </table> <p><b>【割引方法】</b> 県内の宿泊事業者にて割引 （ただし、事前に参加申込があり、登録完了している対象事業者のみ） ・事前精算の場合…チェックイン（アウト）時にキャッシュバック ・現地精算の場合…販売価格からの割引にて対応 （キャッシュバックに対応していない宿泊施設もございます。詳細は各宿泊施設にお問合せください。）</p>	精算時の一人当たりの宿泊・飲食代	割引金額	5,000～10,000円未満	3,000円割引	10,000円以上	5,000円割引
精算時の一人当たりの宿泊・飲食代	割引金額							
5,000～10,000円未満	3,000円割引							
10,000円以上	5,000円割引							
3	割引の対象になる期間はいつからいつまでですか。	・令和2年12月28日チェックインから令和3年1月11日チェックインまでの宿泊が対象となります。ただし予約に関しては12月23日以降に予約された新規の予約分に限りますのでご注意ください。それ以前の予約は対象にはなりません。						
4	対象者の「原則同居の家族」の範囲はどこまでですか。	<p>感染リスクを抑える観点から、その恐れが比較的少ない「原則同居の家族」としました。</p> <p>「原則同居の家族」とは、同居の家族はもちろん、二世帯住宅など近隣に住み日頃から行き来のある親族を対象とします。</p> <p>例えば、①二世帯住宅で暮らす両親とその子ども夫婦 ②近隣で普段から行き来している親とその子ども ③日頃から付き合いのある近くに住む兄弟・姉妹などが考えられます。</p> <p>宿泊施設では、県内在住者であることを身分証明等で確認し、同居等であることについては、宿泊者の申告により確認することで、割引の対象とします。</p>						
5	友人同士（長野県在住）の旅行は対象になりませんか。	対象になりません。						
6	1名の利用は対象になりますか。	対象になります。						
7	住民票は移さず、長野県内に勤務（在住）している場合（家族と同居）、対象になりますか。	対象になります。						

	質 問	回 答
8	2世帯で別々に暮らしている場合利用できるか。	近隣にお住まいで、普段から行き来のあるご家族であれば対象になります。
9	姓が違っていても家族であれば対象になるのか。	同居のご家族であれば対象となります。
10	県内在住者はどのように確認するのですか。	<p>宿泊施設において、宿泊者の運転免許証等身分証明書で、住所確認をさせていただきます。</p> <p>なお、確認する書類としては以下が想定されます。</p> <p>運転免許証、健康保険証、住民票、学生証、マイナンバーカード、公共料金領収書（電話・ガス・水道・NHK受信料など：発行日から2ヵ月以内）などです。</p>
11	OTAから予約したのも対象になりますか。	対象になります。OTAのほか、宿への直接予約、旅行会社からの予約も対象となります。ただし、割引が受けられるのは、本事業に登録いただいている宿泊施設のみです。
12	スキーのリフト券がセットになった宿泊プランは対象になりますか。また、金券（クオカード）付きの宿泊プランは対象になりますか。	<p>対象になります。宿泊代金は、宿泊プランに含まれているリフト券等の代金を含みます。ただし、金券（クオカードなど）付きの宿泊プランは条件付きでの対象となります。</p> <p>対応可能例：10,000円の宿泊代+2,000円の金券（クオカード）  →5,000円割引を適用可能です。  5,000円～10,000円未満の宿泊代+2,000円の金券（クオカード）→3,000円割引を適用可能です。</p> <p>対応不可例：4,000円の宿泊代+1,000円金券（クオカード）  →対象になりません。  9,000円の宿泊代+1,000円の金券（クオカード）  →5,000円割引の対象にはなりません。  3,000円の割引対象となります。</p>
13	一人当たり何泊まで割引の対象になりますか。	お一人様1旅行当たり2泊までが対象となります。
14	家族で旅行する場合、子どもや幼児も対象になりますか。	子どもや幼児も、割引対象の金額であれば、対象となります。その場合も、一人1泊あたりの宿泊料金に対して、5,000～10,000円未満が3,000円。10,000円以上が5,000円の割引となります。（例：子供の宿泊料金が7,000円の場合…3,000円の割引）
15	旅行ツアーは、対象になりますか。	基本的には対象となりませんが、宿泊代金（精算時の一人1泊あたりの宿泊・飲食代金）とその他の費用を分けることができ、宿泊施設でその宿泊代金の割引対応をしていただければ対象となります。
16	国のGo Toトラベル事業との併用はできますか。	併用できません。
17	市町村が実施する割引との併用はできますか	県では市町村事業との併用を妨げないこととしています。なお実際に併用できるかは各市町村にご確認ください。
18	県で実施している宿泊延期クーポンとの併用はできますか。	併用できません。また「宿泊延期クーポン」だけでなく、「小さなお宿応援事業」など県が実施している事業との併用はできません。
19	事業が中止になることはありますか。	あります。新型コロナウイルス感染症の状況によっては、本事業を中止することがあります。
20	県外から帰省する子どもと一緒に宿泊をする場合は対象になりますか。	<p>県外から帰省されるご家族と一緒に予約されたものは、割引の対象になりません。</p> <p>（※<b>県外に居住等、対象外の方が一人でもいらっしゃる場合には、割引の対象になりません。</b>）</p>

	質 問	回 答
21	1月11日（月）から連泊する場合には、12日（火）の宿泊は割引の対象になりますか。	対象になりません。1月11日（月）から連泊する場合であっても、対象となるのは、1月11日（月）の宿泊分のみで、12日（火）以降の宿泊は、対象になりません。（例：1月11日（月）から3連泊する場合：1泊目（11日（月））割引対象、2泊目・3泊目（12日（火）・13日（水））割引対象外）

■事業者向け Q & A

1	本事業に参加するには、どうしたらよいでしょうか。	本事業にご参画いただくためには、申込書をご提出いただき、完了報告書を受領いただく必要がございます。 本事業の特設HP ( <a href="https://tabi-susume.com/family/">https://tabi-susume.com/family/</a> ) 内の電子申請から申請していただくと、申請フォームに入力いただいたメールアドレス宛に登録完了通知書及びマニュアルを送付致します。 また電子申請が難しい場合には、様式第1号もしくは参加申込書をFAX（026-217-2778）でお送りください。できるだけ速やかに対応致しますが、お時間をいただく場合がございます。（12月30日～1月3日は事務局が休業となります。）
2	OTAや旅行会社からの予約の場合、お客様から申し出がない場合、長野県在住者であれば勝手に割り引いてもよいでしょうか。あるいはお客様から申し出があった時のみ割引をするのでしょうか。	23日（水）以降の新規の予約に関しては、宿泊施設様から本事業をご説明いただき、お客様が希望される場合には、割引確認書にご署名をいただき、割引を実施してください。
3	一施設あたりの上限泊数は決まっていますか。	一施設あたりの上限泊数は、600人泊となります。複数の宿泊施設を運営されている事業者は、それぞれの施設の上限が、600人泊となります。上限を超えての請求については、支援金のお支払いができませんので、ご注意ください。
4	身分証の住所は県外ですが、県内在住の場合、住所をどのように確認すればよいですか。	身分証明書（運転免許証、健康保険証、住民票、学生証、マイナンバーカード等）の確認が難しい場合には、公共料金領収書（電話・ガス・水道・NHK受信料など：発行日から2ヵ月以内）でご確認ください。
5	「安心旅人宣言カード」の携行がない場合も割引をしてよいですか。	出来る限り「安心旅人宣言カード」をお持ちいただくのが望ましいですが、感染防止対策にご協力いただくようお客様にお願いした上で、割引を行ってください。
6	登録完了通知書はいつ届きますか。	本事業の特設HP ( <a href="https://tabi-susume.com/family/">https://tabi-susume.com/family/</a> ) 内の電子申請から申請していただくと間もなく申請フォームに入力いただいたメールアドレス宛に登録完了通知書及びマニュアルを送付致します。 また電子申請が難しい場合には、様式第1号もしくは参加申込書をFAX（026-217-2778）へお送りください。できるだけ速やかに対応致しますが、お時間をいただく場合がございます。（12月30日～1月3日は事務局が休業となります。）
7	割引を証明する書類は、何を出さないといけないのですか。	本事業の支援金の請求には、様式6号の実績内訳シート及び割引確認書が必要になります。割引確認書は、宿泊者（代表者）に直筆でご記入いただく必要があります。証明書一枚ずつ、宿泊施設の名称、代表者名を記載いただき、印鑑の押印が必要になりますのでご了承ください。

	質 問	回 答
8	精算の際に宿泊事業者が提出する書類は、どのようなものがありますか。	<p>①実績報告書（様式5号）            ②実績内訳シート・実績入力シート（様式第6号及び別紙）            ③割引確認書            ④請求書兼委任状（様式第7号）になります。</p> <p>③の割引確認書については、宿泊されるお客様にご記入頂くものになりますので、必ず宿泊者ご本人（代表者）に直筆で記入をお願い致します。また宿泊施設様の押印欄がございますので、押印をお願い致します。</p> <p>様式は以下からダウンロードしてください。            (<a href="https://tabi-susume.com/family/">https://tabi-susume.com/family/</a>)</p> <p>また、精算申請フォームから申請をする場合には、①④の提出は不要となります。            （精算フォームは準備中です。1月18日（月）にオープン予定です。<a href="https://tabi-susume.com/family/">https://tabi-susume.com/family/</a>から精算フォームへ入ってください。）</p>
9	キャッシュバックの対応ができませんが、大丈夫でしょうか。	現地精算のみの対応で構いませんが、お客様にご迷惑にならないよう、その旨ご説明ください。
10	追加で注文された料理は、割引の対象になりますか。	対象になります。追加で注文された料理等は、宿泊料金に加えていただき、その合計額が5,000円～10,000円未満の場合は、3,000円の割引、10,000円以上の場合は、5,000円の割引となります。追加料理を複数で注文された場合には、料金を人数割していただき、一人当たりの宿泊料金に加えてください。